

議 事 録

1. 日 時 令和元年 10 月 8 日 (火) 午後 2 時 00 分～

2. 場 所 四万十市役所 6 階 議員協議会室

3. 出 席 者

農業委員会事務局

農業委員会事務局長補佐：吉田 貴浩

事務局：主幹：宮川 昭人

事務局：主幹：室津 康志

事務局：主事：永野 ほのか

4. 議 案

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について (1～5 番)

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請進達について (1 番～3 番)

第 3 号議案 非農地証明書の交付について (1・2 番)

第 4 号議案 農用地利用集積計画 (案) について (1 番)

その他

○ 事務局

只今から「四万十市農業委員会 10 月総会」を開会いたします。

本日の欠席委員は、議席番号 1 番 篠田 新生委員、議席番号 2 番 桑原 宏文委員、議席番号 5 番 安藤 久徳委員です。本定例会は「農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定」により、在任委員の過半数が、出席しなければ開くことが出来ない事となっております。

本日の出席委員数は、19 名中 16 名の出席となりますので、会議は成立しております。推進委員は、東 正世委員より欠席の報告がありました。それでは、「四万十市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定」により、議長は農業委員会会長が務める事となっておりますので、福留会長に以降の議事の進行をお願いいたします。

◆議 長 (福留会長)

それでは、本日の会議を開催いたします。議事録は事務局にお願いしまして、議事録署名委員さんは、議席番号 17 番 尾崎 征洋 委員、議席番号 19 番 畠中 温喜 委員 をお願いいたします。

◎それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1・2 番について説明 (鍋島)

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による申請について説明いたします。議案書は 2 ページ及び 3 ページになります。番号 1。土地の表示は、鍋島 下新川、871 番 1、登記地目、現況ともに畑、面積は 1125 m²、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦 20 年の 58 歳の農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、軽トラック、管理機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約 2 キロメートルの距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、31a です。問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。以上、農地法第 3 条

第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

続きまして番号2。土地の表示は、鍋島 上新川、822番1、登記地目、現況ともに畑、面積は1161㎡、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦38年の73歳の農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と農作業暦31年の妻と農作業暦11年の息子の3人となっております。農機具につきましては、トラクター、軽トラック、管理機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約3分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、79aです。問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作することですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

3番について説明（具同）

続きまして番号3。土地の表示は、具同 西高橋、2896番1、登記地目は畑、現況は田、面積は120㎡、他9筆、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦14年の69歳の農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と農作業暦10年の妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、もみすり機、脱穀機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約3キロメートルの距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、85aです。問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作することですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。続きまして、議案書は3ページになります。

4番・5番について説明（西土佐岩間・津賀）

番号4と番号5につきましては譲受人が同じです。番号4。土地の表示は、西土佐岩間 概坂、405番1、登記地目、現況ともに畑、面積は389㎡、他3筆、申請理由は使用貸借権の設定で、申請者は議案書のとおりです。番号5。土地の表示は、西土佐津賀 上ミエジリ、188番、登記地目、現況ともに畑、面積は758㎡、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦3年の65歳の農家で、このたび使用貸借権の設定及び売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦3年の妻の2人となっております。農機具につきましては、管理機を所有、トラクターを導入予定とのこと。通作距離につきましては、自宅から約20分以内の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、33aです。問題ありません。また、耕作状況は今までと変わりなく耕作することですので、周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番・2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

1番の売買ですが、土地については国営事業で整備した農地です。事務局の説明したとおりの内容です。譲受人は今後、ハウスで生姜を作っていくということです。2番についても国営事業で整備した農地です。譲受人の所も後継者が頑張っており、面積も増やして行きたいという希望のようです。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇小野委員（下田・八束地区）

申請地は今、樹木が植わっています。今後は隣地も取得して農業用ハウスを建てたいということです。2番についても問題はありません。

◆議長（福留会長）

「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

事務局の説明どおり農機具についても一通り持っています。現地は草も生えてやや荒廃地的な土地です。本人は草も刈り、自然農法的に作物を作っていく予定とのこと。下限面積もクリアしており問題ははありません。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区）

確かに草が生えている土地ですが、草を刈ったら問題は無い農地です。

◆議長（福留会長）

「4番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号12番 土居委員（西土佐岩間地区担当）

9月28日現地確認をしました。申請地の概坂は野菜と果樹、中平は栗を植えていました。宮ノ前は隅に数本の栗の木を植えており、草刈りをすれば耕作可能な農地で問題ははありません。また借人の関係については新玉委員の方から説明をお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇山口委員（西土佐岩間地区）

土居（農業）委員に案内をしてもらい、一緒に現地確認を行いました。特に問題ははありません。

◆議長（福留会長）

「5番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号14番 新玉委員（西土佐津賀地区担当）

28日に譲受人と会って話を聞いてきました。事務局の説明どおりですが、譲受人は3年前ぐらいにUターンした65歳の農家で、譲渡人は県外へ出てもうこっちは帰らないから、土地ごと買ってくれということで、その土地の中に農地があったもので、農業委員会にかけることになりました。

取得する農地も効率的に耕作していくということで、下限面積についても33aあり、周辺に与える影響も今まで同様作っていくので問題無いと思います。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇田邊委員（西土佐津賀地区）

28日に担当農業委員と現地確認を行いまして農業委員の説明どおりで問題無いと思います。ここの農地は2年前まで私が栗の木を植えていて剪定などして来ました。これからも栗を作っていくてくれると思いますが、私もサポートをしていきたいと思っています。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんまたは推進委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

◎続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

1番・2番について説明（古津賀二丁目）

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は4ページになります。番号1につきましては9月27日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、一般住宅に転用するという申請です。場所につきましては、豚座建設側横の市道を北東方向へ600メートルほど行った所にある農地になります。申請地の西側及び北側は市道、東側は宅地、南側は宅地と農地ですが、農地の所有者からは転用の同意を得ており、農業に与える影響はありません。排水に関しましては、合併浄化槽を経て市道の既設側溝へ排水する計画となっております。申請地は、都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で、第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。番号2につきましては9月27日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3ページ、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、一般住宅に転用するという申請です。場所につきましては、豚座建設側横の市道を北東方向へ600メートルほど行った所にある農地になります。申請地の西側は宅地、南側は農地、東側は市道、北側は宅地と農地となっており、農地の所有者からは転用の同意を得ており農業に与える影響はありません。排水に関しましては、合併浄化槽を経て市道の既設側溝へ排水する計画となっております。申請地は、都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で、第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。

3番について説明（具同田黒一丁目）

番号3につきましては9月27日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5ページ、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

この度、一般住宅に転用するという申請です。なお、土地については30年間の使用貸借権を設定するものです。場所につきましては、具同側赤鉄橋から自由ヶ丘団地方面へ350メートルほど行きそこから北方向へ10メートルほど入ったところにある農地です。申請地の西側は農地で所有者から転用の同意を得ています。東側は市道、南側と北側は宅地となっており、農業に与える影響はありません。排水に関しましては、合併浄化槽を経て市道の既設側溝へ排水する計画です。申請地は、都市計画区域の用途地域に指定された第2種中高層住居専用地域で、第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番・2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号3番 井上委員（東山地区担当）

事務局の説明どおりで現地確認でも何の問題はありませんでした。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区）

毎月のように5条申請が出ている地区ですので問題は無いと思います。

◆議長（福留会長）

「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

事務局の説明どおりで問題無いと思います。この地区は都市計画区域ですので宅地化するのは問題ありません。排水も市道側溝へ排水しますので問題ありません。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区）

問題ありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

◎続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1 番について説明 (楠島)

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。

番号1。土地の表示は、楠島 ヲサキ、1174番、登記地目は畑、面積は39㎡、他1筆、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号1につきましては、9月27日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの7ページ及び8ページをご覧ください。申請地は楠島で、ツカサ鋼板から南西に約400メートルの場所になります。申請によると、昭和36年に居宅を建築、平成30年11月に居宅を取り壊したあと、碎石を敷き駐車場として使用し、現在に至っているとのことです。申請地は、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。

続きまして番号2。土地の表示は、具同 内沢口、5067番2、登記地目は田、面積は23㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。

2 番について説明 (具同)

番号2につきましては、9月27日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、具同地区担当の正木委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの9ページ及び10ページをご覧ください。申請地は具同で、具同体育センターから南に約150メートルの場所になります。申請によると、平成11年6月30日から車の部品等を置く資材置き場として利用し、今日に至っているとのことです。申請地は、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。以上により非農地証明については適当と考えます。以上です。

◆議 長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員 (中筋・東中筋地区担当)

9月27日会長、事務局、申請代理人とともに現地確認を行いました。先ほどの事務局の説明どおり現状復帰は困難だと思われれます。よろしくをお願いします。

◆議 長 (福留会長)

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員 (具同地区担当)

資材置場となっており、もう農地になることは考えられませんので、適当と考えます。よろしくをお願いします。

◆議 長 (福留会長)

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、又は推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 (福留会長)

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長 (福留会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

◎続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申請について、四万十市農用地利用集積計画書（案）を策定しましたので説明いたします。議案書は6ページ、一覧表は6-1ページになります。

それでは1番を説明いたします。借受人は間地区において、主に水稻を栽培している認定農業者です。今回の申請は今までの耕作者が高齢のため耕作が出来なくなったため、利用権設定をして新たな耕作者に貸付するものです。申請地については、貸付人は2名、農地は間中島148番地1他5筆、面積は合計で14,916㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの11ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸借権の設定で作物は水稻です。賃借料は10a当たり10,000円です。期間は、令和元年11月1日から令和6年10月31日までの5年間となっております。以上、1番の借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、農用地全てにおいて農地を有効に活用することが見込まれますので利用集積計画案により利用権設定を行いたいと考えます。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

借受人は認定農業者で、今回借り受ける付近でも水稻を作っており問題ありません。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇濱田委員（中筋・東中筋地区）

問題ありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◎続きまして、委員の皆さんの方から何かございませんか。事務局の方から何かありませんか。

○事務局

形状変更の届が1件出ておりますので報告いたします。議案書は7ページになります。変更届につきましては、本市の農地の形状変更取扱要領第3条により、届けを受理した場合には農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日、報告するものです。それでは報告いたします。番号1、土地の表示は、楠島北松澤1540番ハ、登記地目田、面積は340㎡、ほか2筆で、申請者は議案書のとおりです。申請事由は、水に浸かるため、埋め立てをして畑として使うためとのことです。変更期間は、令和元年10月1日から令和2年3月31日となっております。以上です。

◆議長（福留会長）

他に無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

令和元年10月8日

議長

福留宣彦

署名委員

尾崎征洋

署名委員

田中温喜